

留学生交流政策と 大学のグローバル化等について



STUDY in JAPAN

文部科学省高等教育局 大学改革官
学生・留学生課 留学生交流室長 江崎典宏

平成21年7月9日

日本留学イメージロゴの制定



STUDY in JAPAN

文部科学省では、「留学生30万人計画」を推進するため、関係省庁・機関等が連携して、オールジャパンとして一体的に日本の文化、社会、高等教育に関して情報発信していくこととしています。

このたび、その日本のナショナル・ブランド確立の一環として「日本留学イメージロゴ」を制定いたしました。

【デザインコンセプト】

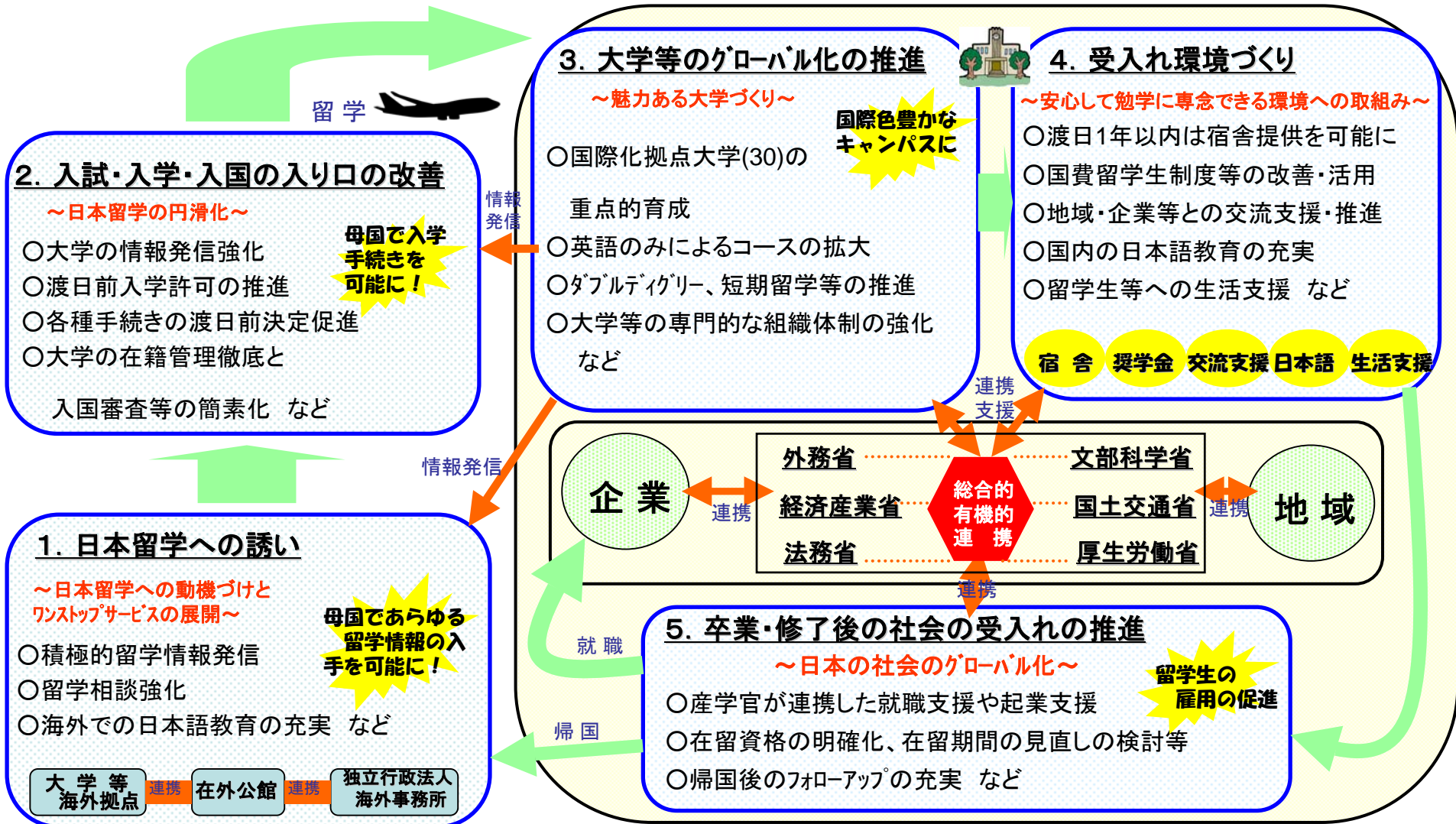
日本を連想させる太陽、富士山を、筆のタッチで表現することで、日本を感じさせるとともに、「若さ」「勢い」「力」をイメージしています。

また、力強さを感じさせる赤を基本の色として、赤とオレンジの円は渦巻きを表し、日本に集まる、また、日本から発信する力をイメージして表現しています。

「留学生30万人計画」骨子の概要

ポイント

- ☆ 「グローバル戦略」展開の一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。
- ☆ 大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得。
- ☆ 関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進



留学生30万人計画の進捗状況 【平成20年度～平成21年度】

1. 日本留学の動機付け

(1) 海外における日本語教育の普及

【現状】

国際交流基金の海外における日本語教育拠点はわずか39カ所

【具体的施策】

海外での日本語の普及に努め日本留学の潜在的需要を拡大させる。

【進捗状況】

① 日本語教育事業の戦略的拡充【外務省・国際交流基金】

- ・日本語教育拠点「さくらネットワーク」の拡充(H20:31カ国40拠点(ソウル、パリなど)→H21内に合計100拠点)。現在日本語・日本文化の学部・学科を有する各国の大学を中心に拠点を増やしており、H21.6月現在で31カ国66拠点(チュロンコン大学(タイ)、サンフランシスコ州立大学(米国)、ソフィア大学(ブルガリア)など)まで拡大。
- ・日本語能力試験の試験実施回数を一部の国で年1回→2回に増。(全体で52カ国・地域145カ所(受験者数約56万人)において年1回実施してきたが、そのうち、中国、韓国、台湾の3カ国・地域44カ所(受験者数約36万人)では、年2回(これまでの12月に7月を加え)開始。)(H21)

(2) イメージ戦略、ワンストップサービスの展開等情報発信機能の強化

【現状】

日本留学に関する情報不足。手続きが煩雑。

【具体的施策】

在外公館、国際交流基金(21+100)、JICA(97)、JETRO(71)、各大学(276)などの各海外拠点が連携し、情報発信や相談サービスなどのワンストップサービスを展開。

各国・地域別に戦略を立てて留学生獲得を推進。

【進捗状況】

① 日本留学紹介DVD作成、イメージロゴ、ポスター、ピンバッジ、相談マニュアル作成(H20補正)【文部科学省】

- ・H21より、留学フェア(韓国、ベトナムなど13カ国20カ所)、国際旅行博覧会(カナダなど10カ国11カ所)などの国際的なイベントにおいて使用。
- ② 日本留学ポータルサイトの整備(H21新規)【文部科学省・JASSO】
 - ・H21中に、JASSOにポータルサイトを構築
- ③ 海外拠点等における相談体制の充実(H21新規)【文部科学省】
 - ・H21国際化拠点整備事業において大学が共同で活用する海外拠点8カ所(ニューデリー、チュニジアなど)の選定
- ④ 各省連携によるワンストップサービスの展開【文部科学省、外務省、経済産業省等】
 - ・既存の海外拠点の役割・連携について、現在各省間で具体的な内容を策定中
- ⑤ ビジットジャパンアップグレードプロジェクトの推進等【国土交通省・文部科学省・JASSO】
 - ・H21より観光庁が行う国際旅行博覧会に、JASSOが参加(香港など11カ所)し日本留学プロモーション活動を実施。

2. 入り口の改善

(1) 日本留学試験の拡充改善

【現状】

国費留学生を除いて、大学学部、大学院に入学する学生の多くは一旦来日して入学試験を受け、入学許可を取得。

渡日前の入学許可の前提となる日本留学試験の実施国・地域は13カ国16都市のみ

【具体的施策】

「日本留学試験」の実施国・地域の大幅な拡充。

これによって各大学による渡日前入学許可の拡充を図る。

【進捗状況】

①日本留学試験の拡充【文部科学省・JASSO】

- ・海外での受験者数：H19；6,277人→H20；7,151人（約14%増）
- ・新たに香港を追加（中国初）しH21での実施に向けて調整中（試験実施都市を13カ国16都市→17都市に拡大）
- ・H21から試験問題の多言語化についての調査研究（現行の日本語、英語に加え、中国語、韓国語を追加するための調査研究）
- ・日留試を活用しての渡日前入学試験合格者数の増：H19；128人→H20；222人）
- ・国際化拠点整備事業等による大学の拠点等を活用した日本留学試験の実施を検討

(2) 留学生の受入れ拡大に向けた審査体制の弾力化

【現状】

在籍管理が厳格な少数の大学を除き、入管での審査に2～3ヶ月かかり、また提出書類も多い。

【具体的施策】

大学等の留学生の在籍管理の徹底を前提に、入管は審査書類の簡素化や審査期間の短縮等。

【進捗状況】

①在留資格等の制度改正【法務省】

・「留学生及び就学生の受入れに関する提言」（出入国管理政策懇談会）（H21.1）を踏まえ、留学生の入国・在留審査に関する提出書類の大幅な簡素化、審査期間の大幅な短縮、大学等における在籍管理の強化、在留資格「留学」、「就学」の一本化等について法令改正等による制度改正。

i. 出入国管理及び難民認定法改正案提出（H21.3）

法案を提出（H21.3.6）し現在審議中（在留資格「留学」と「就学」の一本化等）

ii. 在留期間の変更（入管法施行規則の改正（H21.7より））

留学準備を考慮し、申請時の状況に応じて、在留資格「留学」の在留期間を2年→2年3月、在留資格「就学」の在留期間1年→1年3月が可能となるよう改正。

iii. 在留審査に関する提出書類の簡素化、審査期間の短縮

申請様式の変更など可能な簡素化の手続きを検討・準備中（時期不確定）

iv. 在留期間の伸長（現行2年→4年）、TA、RAを資格外活動の対象から除外

法案改正後、施行規則改正等による改正を検討・準備中（時期不確定）

3. 大学等の国際化

【現状】

英語のみで学位が取れる学部:5大学6学部、英語のみで学位が取れる研究科:57大学101研究科、外国人教員割合(5%)など、海外の主要先進諸国と比較し国際化の対応が遅れている。

【具体的施策】

国際化の拠点となる大学(グローバル30)を選定するなど、大学の国際化の遅れを改善し、留学生にとって魅力のある大学づくりを推進

【進捗状況】

①グローバル30(国際化拠点整備事業)(H21新規 40.8億円)【文部科学省】

- ・H21(初年度)13大学(東京大学、早稲田大学、慶応大学など)の採択
- ・英語による授業等の実施体制の構築、留学生受入れに関する体制の整備、戦略的な国際連携の推進等を図る。

②奨学金事業の改善による国際化の対応

- ・留学生交流支援制度の創設(H21新規、H21補正)【文部科学省】
- ・大学間交流の活性化を図るため、世界的に拡大が見込まれる短期留学(3ヶ月以上1年以内)により渡日及び派遣する留学生を支援するとともに、学位取得を目的とする日本人学生の長期留学(1年以上)を支援する。

・内訳:

外国人留学生短期受入3,600人(奨学金月額単価80,000円、留学準備金80,000円)日本人学生短期派遣2,900人(奨学金月額単価80,000円)

日本人学生長期派遣250人(奨学金月額単価170,000~102,000円、授業料実費相当)

③若手研究者海外派遣事業【文部科学省・JSPS】

- ・世界に通用する日本人学生、若手研究者等の派遣事業(基金により5年間で1.5~3万人)(H21補正300億円)

4. 「受入れ環境づくり」に関する対応

(1)留学生宿舎の確保

【現状】

公的宿舎に入居する留学生の割合
24.3%(30,146人)

【具体的施策】

既存の大学等の宿舎や公的住宅の活用、大学の工夫などで、渡日1年以内の留学生に公的宿舎を提供(2020年に75,000戸)

【進捗状況】

※公的宿舎入居者の増加H19:約27,000人→H20:約30,000人

①大学等が民間アパートを留学生宿舎として借り上げる際の支援【文部科学省・JASSO】

- ・2,000戸→2,300戸(H21)

②留学生宿舎の整備(H21補正)【文部科学省】

- ・H21補正53億円(約600戸)(九州大学)

③地域住宅交付金制度、あんしん賃貸支援事業、都市再生機構UR賃貸住宅等の活用【国交省、UR】

- ・URと協定を締結する大学に通う留学生への敷金軽減(3月分→1月分)(H20;62件)、大学が一括して契約し、学生がUR賃貸住宅に入居する際は敷金免除(H20;145件)

④留学生宿舎の共同利用制度【文部科学省】

- ・中教審において留学生宿舎などの教育施設について、大学間で共同利用し、国が重点的に支援する共同利用制度の創設を検討中

(2)外国人留学生奨学金制度等の充実

【現状】

国費外国人留学生数(H20.5.1現在):
約1万人、私費外国人留学生等学習
奨励費:13,078人

【具体的施策】

国費制度や学習奨励費について、複数
の奨学金単価を設定し、受給者数
やその支給単価を大学において柔軟
に取り扱えるようにするなど見直しを
図りつつ、拡充。

【進捗状況】

①国費外国人留学生制度(既存事業の拡充、改善)【文部科学省】

- ・受入れ数の増 11,974人→12,305人(331人増)
- ・複数の奨学金単価の設定

月額単価:大学院レベル:非正規生152,000円、修士154,000円、博士155,000円、
学部レベル125,000円(地域により2,000円又は3,000円の加算)

- ・奨学金単価・支給期間の柔軟な対応が可能な枠を設定(130人程度分)

②私費外国人留学生等学習奨励費(既存事業の拡充、H21補正予算での拡充)【文部科学省】

- ・受入れ数の増12,110人→24,940人(H21内訳:本予算12,470人、補正12,470人)
- ・月額単価:大学院レベル65,000円、学部レベル48,000円

③留学生交流支援制度(短期留学生受入れ)(H21補正予算での拡充)【文部科学省】

- ・受入れ数の増 1,800人→3,600人(H21内訳:本予算1,800人、補正1,800人)
- ・月額単価:80,000円、留学準備金:80,000円

④人材育成研究支援無償及び有償資金協力【外務省】

- ・途上国の社会・経済発展に関わる若手行政官等を大学院修士課程に受け入れる。(人材育成研究支援無償)(H20;10カ国266人)
- ・月額単価:170,000円、学費等免除
- ・インドネシア、タイ、マレーシア政府に対する政府派遣日本留学のための留学生借款

5. 社会のグローバル化

(1) 卒業・修了後の社会の受入れ

【現状】

卒業後日本において就職を希望する留学生61.3%、一方、卒業後日本で就職した留学生全卒業生の30.6% (9, 684人)

就職情報の不足や就職活動期間が限定されており不利な状況

【具体的施策】

産学官が連携したインターンシップや就職プログラムの実施。

就職活動のための在留期間の延長。

(2) 帰国後のフォローアップの充実

【現状】

各国で組織されている帰国留学生会の数: 約160

【具体的施策】

帰国した元日本留学生に日本の理解者・支援者として活躍してもらうための人的ネットワーク強化

【進捗状況】

① 留学生の就職支援の充実

i. アジア人財資金構想(H19より 事業拡大)【経済産業省、文部科学省】

・我が国企業に就職意志のある優秀なアジア等の留学生に対し、専門教育や日本語教育から就職支援までの一連の事業を通じ、産業界で活躍する人材育成を促進。産学連携によるコンソーシアムを形成しプログラムを実施。参加留学生は、国費留学生として採用。(国費留学生: H21までに382人が採用されプログラムに参加)(コンソーシアム数 H19: 21件→H20: 30件→H21: 32件)

ii. 外国人留学生のための就職フェア(H21両省合同実施)【文部科学省、厚生労働省・JASSO】

・「外国人留学生就職指導ガイダンス」(H21. 5. 25)348大学、45企業が参加。

・「就職フェア」の実施(H21.10予定)により留学生と企業との就職・雇用に関する情報マッチングの場を提供。

iii. 「外国人雇用サービスセンター」による就職支援【厚生労働省】

・ハローワークの全国ネットを活用し、新規求人開拓、インターンシップ、入学後の早い段階からの就職支援等を実施。H21より、これまでの3センター(東京、名古屋、大阪)に加え、福岡学生職業センターを就職支援拠点に追加し、拠点機能の拡充を図る。

iv. 専修学校留学生総合支援プラン(H21新規)【文部科学省】

・「専修学校版」アジア人財資金構想。将来の経済を支える労働力を確保するため、専修学校に在籍する日本での就職を希望する外国人留学生に対し、日本での就職に必要な知識・技術等の支援体制の構築を図る。複数の専修学校が中心となり自治体や地域産業界等と総合的に連携体制を構築し、教育プログラムの提供や就職機会の提供を行う。(32カ所: 8県(地域)及び24専修学校)

② 就職に係る入国管理の弾力化等の対応【法務省】

i. 卒業後の就職活動期間の延長(H21.4から)

・就職活動ができる在留期間を最大180日から1年に延長。

【進捗状況】

① 帰国留学生会への支援【外務省】

・各国で組織されている帰国留学生会約160(102カ国)に対して、設立支援、活動支援を実施。

② JASSOによる帰国留学生フォローアップ事業【文部科学省、JASSO】

・帰国外国人留学生短期研究制度: 元日本留学生の出身大学への短期招聘(90日以内)。

・帰国外国人留学生研究指導事業: 元指導教官の現地短期指導派遣(10日以内)。

・期間が終了した国費留学生の名簿を作成し、外務省と共有。

③ 帰国外国人留学生メールマガジン発信【文部科学省、JASSO】

・JASSOにメールアドレスを報告した、配信を希望する帰国留学生、現役留学生等に対して、日本における様々な情報を毎月10日(ニュースと写真号を隔月で)配信

国際化拠点整備事業(グローバル30)

平成21年度予算額 41億円(新規)

背景

- 急速なグローバル化や世界の大学間競争の中で、我が国の大学が科学技術・学術、文化の振興に貢献するためには、国際化の基幹となるポテンシャルを有する大学に集中的に資源を投資することが効率的
- 「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において「グローバル30(国際化拠点大学)」(仮称)について具体的なその整備と指針が示されており、「留学生30万人計画」骨子(平成20年7月29日策定)とも連動し、国際化の拠点を整備する事業を新規に実施

国際化拠点大学の指定

大学の機能に応じた質の高い教育研究の提供と、海外の学生が我が国に留学しやすい環境を提供する取組の中から拠点大学を選定

実施内容

【英語による授業等の実施体制の構築】

- ・英語で学位が取得できるよう体制を整備(英語教材の開発、日本人教職員の研修実施を含む)
- ・専門科目を英語で授業を行うための教員の国際公募・任期付き外国人教員の配置

【留学生受入れに関する体制の整備】

- ・留学生に対する専門スタッフによる生活支援、就職支援や補完教育の実施
- ・4月以外の時期の入学の導入・実施

【戦略的な国際連携の推進】

- ・海外における留学生を受け入れるためのワンストップサービスを行う拠点の設置
- ・大学間交流協定に基づく交換留学の拡大

対象

大学(初年度は13件)

効果

- ・質の高い教育の推進により、グローバルな社会で活躍できる内外の人材を育成
- ・大学の国際競争力を強化し、我が国の国際競争力の向上に資する

留学生等に魅力的な水準の教育研究等を提供できる国際化拠点大学となるためには以下のような取組の抜本的充実が必要。

○外国人教員の配置

○英語教材の開発

○留学生受入れの支援スタッフの配置

○海外拠点の整備(支援スタッフや事務所の整備等)

「留学生及び就学生の受入れに関する提言」の概要

～「留学生30万人計画」の実現に向けた出入国管理行政の在り方～

1 留学生の適正・円滑な受入れ

- ・教育機関における専門的な組織などによる入学選抜，在籍管理，生活支援，就職支援等が重要
- ・出入国管理行政における円滑な受入れの実現及び不法残留者，不法就労者等の増加へ配慮する必要がある



教育機関

- 適切な入学選抜と責任ある在籍管理による質の確保
- 在籍状況についての情報提供

入国管理局

- 提供された情報及び事実の調査に基づく適正な在留管理

2 留学生の入国・在留審査

- ・留学生30万人計画の進展に伴う大量の申請に対し，迅速・円滑な入国・在留審査の実施が求められる



- 提出書類の大幅な簡素化
- 申請後1週間を目途に結論（原則）

対象…適切な入学選抜や在籍管理により不法残留者や不法就労者を発生させていない教育機関からの申請

3 留学生の資格外活動

- ・多くの留学生は，各種奨学金や本国からの仕送り以外に，アルバイトによって学費や生活費を補填している実情にある



- 学業と両立するTA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)としての活動及びインターンシップとしての活動については資格外活動許可を必要としないことを検討

※大学の責任において行われることなどを条件とする

4 留学生の卒業後の就職支援

- ・留学生が引き続き我が国の企業等で活躍することは，我が国の発展等に寄与するのみならず，我が国への留学の誘因ともなり得る



- 大学の学部卒業者や大学院修了者からの就労資格への在留資格の変更について，専攻科目と就職先の業務内容との関連性を問わないなど幅広く柔軟に対応
- 提出書類の見直しによる企業側の負担軽減
- 卒業後の就職活動期間の延長(180日(現行)→1年程度)

5 在留資格「留学」の在留期間

- ・現行制度では「留学」の在留期間は「2年」又は「1年」とされている
- ・留学生や教育機関の利便性への配慮及び負担軽減を図る



- 「留学」の在留期間を伸長する
- ※不法残留の増加等の問題を生じさせるおそれを考慮し，新しい在留管理制度の構築を前提に，教育機関の行う在籍管理の徹底により問題が生じない体制を構築した上で実施すべき

6 在留資格「留学」・「就学」の一本化

- ・現行制度では，教育機関の形態により「留学」と「就学」に区分
- ・欧米諸国においては教育機関の形態による在留資格の区分を行っていない国も多い
- ・就学を留学へのワンステップとした位置付けが強まってくることが考えられる
- ・在留資格「就学」に係る不法残留者数は年々減少傾向にある



- 在留資格の区分をなくし，「留学」と「就学」の一本化を図る
- 在留資格を一本化しつつも，上陸許可の要件については引き続き教育機関の形態に応じたものとし，適正な在留管理を行う

「留学生及び就学生の受入れに関する提言」について(概況)

1 留学生の適正・円滑な受入れについて

【法案審議中】 ※第四 中長期在留者の在留管理に関する規定の整備

2 留学生の入国・在留審査について

○提出書類の大幅な簡素化 ← 【引き続き簡素化を進める】

○申請後1週間を目途に結論(原則) ← 【一部実施済】

3 留学生の資格外活動について

【今回の法改正とは別に対応予定】 ※詳細は検討中

4 留学生の卒業後の就職支援について

○大学の学部卒業者や大学院修了者からの就労資格への在留資格の変更について、専攻科目と就職先の業務内容との関連性を問わないなど幅広く柔軟に対応 ← 【一部実施済】

○提出書類の見直しによる企業側の負担軽減 ← 【検討中】

○卒業後の就職活動期間の延長(180日→1年程度) ← 【H21.4から実施】

5 在留資格「留学」の在留期間について

【法案審議中】 ※第一 在留期間の伸長に関する規定の整備

別途、「出入国管理及び難民認定法施行規則」により定める。

6 在留資格「留学」・「就学」の一本化について

【法案審議中】 ※第十五 別表第一の整備

「出入国管理及び難民認定法」の改正について

○平成21年3月6日 第171回国会(常会)へ『出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案』提出【現在法案審議中】

◆「留学生及び就学生の受入れに関する提言」関係改正法律案(抜粋)

【留学生の適正・円滑な受入れ】関係

第四 中長期在留者の在留管理に関する規定の整備(抜粋)

十四 所属機関等に関する届出

中長期在留者であつて、次の(一)から(三)までに掲げる在留資格をもって本邦に在留する者は、(一)から(三)までに掲げる在留資格の区分に応じ、(一)から(三)までに定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならないこと(第十九条の十六関係)。

(一) 教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修 当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

十五 所属機関の届出義務

別表第一の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関(雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。)は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出なければならないこと(第十九条の十七関係)。

十七 事実の調査

- 1 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第四により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができること(第十九条の十九第一項関係)。
- 2 入国審査官又は入国警備官は、1の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができること(第十九条の十九第二項関係)。
- 3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、1の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること(第十九条の十九第三項関係)。

【在留資格「留学」の在留期間】関係

第一 在留期間の伸長に関する規定の整備

在留資格をもって本邦に在留する外国人の在留期間の上限を五年に伸長すること(第二条の二第三項関係)。

【在留資格「留学」・「就学」の一本化】関係

第十五 別表第一の整備(抜粋)

二 就学の項を削り、留学の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として「本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と規定すること(別表第一の四の表関係)。

「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

平成 20 年 3月

法務省入国管理局

「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」といいます。)別表第一の二の表の下欄に該当する活動の内容が規定されており、法務省令において、これらの在留資格により本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されているところ、申請者の予見可能性を高めるとともに、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、以下のとおり、これらの在留資格の下で行うことができる業務として、典型的なものの事例を公表します。

1 「技術」に該当する活動として認められる業務の典型的事例

(1)「技術」の在留資格に該当する活動

当該在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の技術の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)」と規定されており、(2)以下に典型的な事例を挙げていますが、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動でなければいけません。

(2)典型的な事例

○ 本国において工学を専攻して大学を卒業し、ゲームメーカーでオンラインゲームの開発及びサポート業務等に従事した後、本邦のグループ企業のゲーム事業部門を担う法人との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の次期オンラインゲームの開発案件に関するシステムの設計、総合試験及び検査等の業務に従事するもの。

○ 本国において工学を専攻して大学を卒業し、ソフトウェア会社に勤務した後、本邦のソフトウェア会社との契約に基づき、月額約35万円の報酬を受けて、ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事するもの。

○ 本国において電気通信工学を専攻して大学を卒業し、同国にある日本の電気通信設備工事業を行う会社の子会社に雇用された後、本邦にある親会社との契約に基づき、月額約24万円の報酬を受けて、コンピュータ・プログラマーとして、開発に係るソフトウェアについて顧客との使用の調整及び仕様書の作成等の業務に従事するもの。

----- (中略) -----

2 「人文知識・国際業務」に該当する活動として認められる業務の典型的事例

(1)「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動

当該在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されており、(2)以下に典型的な事例を挙げますが、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的知識又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければいけません。

(2)典型的な事例

- 本国の大学を卒業した後、本邦の語学学校との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、語学教師としての業務に従事するもの。
- 経営学を専攻して本国の大学院修士課程を修了し本国の海運会社において、外航船の用船・運航業務に約4年間従事した後、本邦の海運会社との契約に基づき、月額約100万円の報酬を受けて、外国船舶の用船・運航業務のほか、社員の教育指導を行うなどの業務に従事するもの。
- 本国において会計学を専攻して大学を卒業し、本邦のコンピュータ関連・情報処理会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の海外事業本部において本国の会社との貿易等に係る会計業務に従事するもの。
- 国際関係学を専攻して本邦の大学院を修了し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、語学を生かして空港旅客業務及び乗り入れ外国航空会社との交渉・提携業務等の業務に従事するもの。
- 本国において経営学を専攻して大学を卒業し、経営コンサルタント等に従事した後、本邦のIT関連企業との契約に基づき、月額約45万円の報酬を受けて、本国のIT関連企業との業務取引等におけるコンサルタント業務に従事するもの。
- 本国において経営学を専攻して大学を卒業した後、本邦の食料品・雑貨等輸入・販売会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、本国との取引業務における通訳・翻訳業務に従事するもの。
- 本国において経済学、国際関係学を専攻して大学を卒業し、本邦の自動車メーカーとの契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、本国と日本との間のマーケティング支援業務として、市場、ユーザー、自動車輸入動向の調査実施及び自動車の販売管理・需給管理、現地販売店との連携強化等に係る業務に従事するもの。
- 経営学を専攻して本邦の大学を卒業し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、国際線の客室乗務員として、緊急事態対応・保安業務のほか、乗客に対する母国語、英語、日本語を使用した通訳・案内等を行い、社員研修等において語学指導などの業務に従事するもの。

大学等を卒業した留学生が行う就職活動の取扱いについて

平成21年4月

入 国 管 理 局

1 従来 of 取扱い

留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合には、最長180日間の滞在を認めていました。

2 出入国管理政策懇談会の提言

本年1月に、出入国管理政策懇談会において、「留学生及び就学生の受入れに関する提言」がとりまとめられ、法務大臣に報告されました。

この提言において、「卒業後の就職活動期間に関しては、現行の180日の滞在期間について一定の成果が認められることから、教育機関が卒業後も継続して就職支援を行うことを前提に、卒業後の就職活動期間を1年程度に延長すべきである」ととされました。

3 今後の取扱い

上記2の提言を踏まえ、本年4月1日から、大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同教育機関を卒業した留学生等については、申請人の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たって卒業した教育機関の推薦があるなどの場合に、

在留資格「特定活動」

在留期間「6月」

への変更を認めることとし、更に1回の在留期間の更新を認めることで、就職活動のために1年間本邦に滞在することが可能となりました。

中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告

平成21年6月15日 中央教育審議会 大学分科会

「教育振興基本計画」(平成20年7月閣議決定)

中央教育審議会答申

「我が国の高等教育の将来像」(将来像答申)【平成17年1月】

「新時代の大学院教育」【平成17年9月】

「学士課程教育の構築」(学士課程教育答申)【平成20年12月】

大学教育の構造転換が必要

- ・質保証システムの構築
- ・量的規模の在り方
- ・機能別分化
- ・大学教育への公財政措置

第1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方

- ◆公的な質保証システムの検討 ◆学生支援・学習環境整備の検討
- ◆学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成

質保証の必要性

質保証システムの3つの要素

質保証システムにおける3つの要素の役割と相互関係の検討の必要性

第2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方

- ◆大学の国際競争力向上のための方策
- ◆世界的規模での大学に関する評価活動への対応

国際化の視点の重要性

質保証における国際的な潮流

第3 人口減少期における我が国の大学の全体像

- ◆大学全体に関わる事項 ◆大学相互間の関係 ◆各大学の取組
- ◆情報公開の促進

量的規模の検討の必要性

量的規模と経営に関する論点の整理

中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告(要約)

はじめにー大学教育の構造転換の必要性ー

(諮問の内容と大学分科会の審議体制)

平成20年7月閣議決定された「教育振興基本計画」を受けて、同年9月11日、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問「中長期的な大学教育の在り方について」がなされ、その具体的な検討が大学分科会に付託され、9月25日以降審議を開始。

諮問の主な内容は、以下の3つからなっている。

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方
- (2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
- (3) 人口減少期における我が国の大学の全体像

(大学教育の構造転換の必要性)

教育振興基本計画、平成17年1月の「我が国の高等教育の将来像」(将来像答申)において、今後の高等教育の在るべき姿や方向性について全体像を示したところ。

「将来像答申」を受けて、同年9月の「新時代の大学院教育」、平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて」(学士課程教育答申)として取りまとめている。

今回の審議における基本的な問題認識として強調すべきことは、大学教育の構造転換の必要性である。

加えて、各施策を通じた基本的な考え方として、以下の3点をあげることができる。

第一として、大学教育の構造転換を進めるためには、質保証システムの構築と量的規模の在り方の2点の検討が不可欠ということである。

- (1) 大学設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換、
- (2) 「高等教育計画」に基づいて大学や学部の収容定員の増を抑制してきた方針を、基本的に撤廃、

の2つを指摘できる。このうち、(1)は質保証システムの在り方に、(2)は量的規模の在り方に、それぞれ大きく影響している。また、これらの質と量の検討には、国内の状況だけでなく、大学のグローバル化という側面も無視できない。

第二として、質保証システムや量的規模の在り方を具体的に検討するには、機能別分化を前提とすることである。

第三として、大学教育への公財政措置の確保である。

①社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方

現状と課題

(質保証の必要性)

大学教育の構造転換の検討においては、学生や社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつも、学位を授与する自主的・自律的な存在として、その教育の質が確実に保証されるものでなければならない。

大学教育の質の保証やその向上は、国内社会における大学への信頼の維持・向上の観点とともに、グローバル化が進む中、学位の国際的通用性の観点からも不可欠である。

(質保証システムの3つの要素)

大学の公的な質保証システムとして、

- ①最低基準を定める「設置基準」
- ②最低基準の担保のための「設置認可審査」
- ③設置後の「認証評価」

(質保証システムにおける3つの要素の役割と相互関係の検討の必要性)

質保証システムの在り方の再検討を行うことが課題となっている。

①設置基準が緩やかになるとともに、準則化が行われたことにより、各大学の主体的な判断による新たな大学等の設置や組織改編が促進された。しかしながら、多様な設置者から、新たな考え方に基づく申請も見られる中、設置基準の在り方について、早急に検討すべきである。

②現行の設置基準における各種の例外を認める規定について、その判断基準の在り方を検証し、今後も常に一定の審査結果が得られることが担保されなければならない。

③設置基準の内容の検証は、認証評価の効率的・効果的な実施の観点からも求められる。

公的な質保証システムの検討

(1) 設置基準と設置認可審査における課題

設置認可審査に際しての具体的な判断指針として有効に機能する仕組みを検討することが求められる。

現在までに以下の事項が対応されたところである。

(設置認可審査に係る課題)

- ・明らかに準備不足の申請に対する審査手続きの改善
- ・申請書類に添付する書類や記載内容の改訂
- ・財政支援を行う自治体との連携の確保

(設置後のフォローアップに係る課題)

- ・届出設置に係る設置計画履行状況調査の実施
- ・認可及び届出に係る書類の公表

(2) 設置基準と認証評価における課題

①認証評価は、各大学の特色ある教育研究の進展に資するものであることが前提である。

②大学評価基準において、設置基準の各条項に規定されている事項がどう対応しているか分かりやすく示すことが求められる。

③各大学では、認証評価の前提である自己点検・評価を通じて、自ら質を高めるために努力していくことが求められる。

(3) 設置認可審査と認証評価における課題

アフターケアを通じて明らかになった課題等を、認証評価に引き継ぎ、その大学の質保証に生かすという質保証のシステムにおける一貫性や体系性について検討が求められる。

学生支援・学習環境整備の検討

経済的支援にとどまらず、履修指導や、進路・就職相談等を含む。また、正課外教育の在り方、例えば、図書館等の学習環境や、部活動を含むキャンパスライフについても、質保証の観点からの検討が求められる。

優れた学生を広く世界から集めるなど、我が国の大学の国際競争力の向上の前提でもある。

学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成

学位プログラムを中心としたものに再整理することの必要性は「将来像答申」以降指摘されてきた。

公的な質保証と、大学の自主的・自律的な質保証を実現していくアプローチが考えられる。

その場合、以下のようなメリットが考えられる。

①学位プログラムを中心とする大学制度の整理は、大学の教育目標の明確化と、体系的な教育課程の整備につながる。

②また、各大学が、自らの提供する教育の中身を明確にすることは、分かりやすい大学情報の提供につながり、世界の優秀な学生や教員・研究者の確保等を通じ、国際競争力向上にも重要。

ただし、学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成については、そもそもの見直しの必要性や、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質、とりわけ団体性や自律性との関係もあり、導入の是非について、委員間の共通理解を図りながら引き続き審議を行うこととする。

② グローバル化の進展の中での大学教育の在り方

現状と課題

(国際化の視点の重要性)

国の内外から広く優秀な学生、教員・研究者を集わせ、大学の教育・研究機能を高めることは、高度な研究と全人格的な教育を行う大学の内在的要求に応えることである。特に、多様な文化や背景を持つ者がともに学ぶことは、新たな知的発見を通じ、知識技能のみならず、人格的にも大きな成長が期待できる。ややもすれば内に閉じていると指摘されることがある我が国においてこそ、大学教育のグローバル化に積極的に取り組み、大学教育の構造転換を果たすことが求められる。同時に、急速に進む社会や産業界のグローバル化の中で、大学の教育研究機能が、社会の発展を支える重要な要素のひとつとして、我が国の国際競争力を高めることに貢献することが求められている。

我が国の大学が、機能別分化が進む中で、上記の国際的な動向に対応して時機を逸することなく、魅力ある教育を提供し、そして、その情報を積極的に発信することは、大学間の国際的な競争と協働における基盤となる。

(質保証における国際的な潮流)

各国による質保証システムの構築については、2005年のユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」により、各国政府が、それぞれの高等教育の質を確保すべきこととされている。

国境を越えて、学生や教員・研究者の流動性を促進する上で、また、単位互換やジョイント・ディグリー等の教育活動を促進する上での基盤となっている。

OECDは、学習成果の評価(AHELO: Assessment of Higher Education Learning Outcomes)に関する国際的な検討の可能性を探るフィージビリティ・スタディ(試行的に試験を行い、本格的な実施可能性を明らかにすること)の実施を提案している。これを受けて、我が国は、AHELOについて、工学分野に参加することとしている。

民間等による国際的な大学評価活動については、様々な課題が指摘される一方、影響力を増しているとの指摘がある。例えば、イギリスのタイムズ紙の高等教育別冊が公表する大学ランキング、上海交通大学やパリ国立高等工業学校等による分析等、世界中において様々な観点から、評価活動が行われている。

大学の国際競争力向上のための方策

大学のグローバル化に際しては、大学の質保証への総合的な取組が、国際競争力向上に欠かせない。

学位の国際的通用性の観点からは、諸外国の質保証制度や取組の動向を注視する必要がある。次のような点に留意する。

①人材養成目的に沿った組織的・体系的な教育の実施

- (a) 大学で行われる研究・教育の目的と内容が明確であること、
- (b) その目的と内容に相応しい教育を提供すること、
- (c) 授与される学位が国際的に通用するものであることが求められる。

②各国の動向を踏まえた対応の必要性

ヨーロッパの国の大学との交流に際し、流動性を高めるための短期留学、単位互換やダブル・ディグリー等を積極的に推進することが求められている。

このほか、国際的共通言語としての英語の役割が浸透する中、英語圏の大学が多数の留学生を集めており、それに対して、非英語圏諸国でも、英語のみで提供される授業を通じて、単位や学位が取得できるコースの設置が進められている。

③情報発信の重要性

我が国の大学に関する情報を効果的に発信するには、まず、我が国の大学の教育研究成果について積極的な情報の発信と提供が欠かせない。特に、日本ならではの教育研究上の成果が十分に発信され、日本の大学教育が、世界の学生、教員・研究者に魅力あるものとして伝える努力が求められる。

我が国全体の大学の信頼性を高めるため、設置基準、設置認可審査、認証評価といった日本の質保証システムの内容について積極的に情報提供していくことが望まれる。

世界的規模での大学に関する評価活動への対応

AHELOを通じて、学習成果に関する国際的な評価活動に参加することは、我が国の大学の質保証の在り方を検討する上で不可欠である。

国際的な大学評価活動が広く見られるようになった背景としては以下の2つなどが考えられる。

- ①学生等の国際的な流動性が急速に高まっていること
- ②大学の国際競争力が、国の国際競争力の向上に直結するとの認識が高まり、国際的にも関心が高まっていること

③人口減少期における我が国の大学の全体像

現状と課題

(量的規模の検討の必要性)

18歳人口の増減や、高等教育への進学動向を踏まえ、高等教育機関の整備を計画的に行うことを目的として、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」が策定された(平成12～16年度は「将来構想」)。

近年の大学数・学生数の増加には、大学への進学意欲の高まりの中で、平成15年度から、大学や学部の収容定員の増を抑制してきた方針を、基本的に撤廃したことが影響している。

人口構造・産業構造・社会構造等が大きく変わる中、大学教育の構造転換に積極的に取り組むことが必要であり、そうした構造転換を想定しつつ、量的規模について検討することが求められる。

量的規模の検討に関連して、大学教育の質保証の前提でもある健全な大学経営を促すために、具体的に制度を見直していかなければならない。また、情報公開の促進も求められ、これらを一体的に検討することとする。

(量的規模と経営に関する論点の整理)

大学の量的規模と経営に関する多岐にわたる論点について、以下の3つに整理することができる。

- ①大学全体に関わる事項: 全体の量的規模の検討(分野別・地域別等を含む)
- ②大学相互間の関係: 機能別分化、大学間連携の促進、組織見直しへの支援
- ③各大学の取組: 教育研究組織や収容定員の見直しへの支援、情報公開の促進、経営改善に取り組んでいる大学への支援、収容定員の取扱いの適正化

上記のうち、第一として、大学全体に関わる現状に関し、以下を指摘することができる。

- ①我が国が18歳人口だけでなく人口全体の減少期を迎えており、一方、国際的にも大学教育の改善・充実が大きな課題。
- ②国際比較によれば、我が国の大学進学率はとりわけ高いとは言えない。
- ③また、我が国は、社会人・高齢者・留学生など多様な学生層の受入れの割合が低い。
- ④全国的に見れば、全体としての進学率は上昇したが、依然として地域により進学率に差異が存在。

第二として、大学相互の関係に関わる現状に関し、以下を指摘することができる。

①「将来像答申」は、大学の機能別分化の促進を指摘しており、今日まで大学の個性化・特色化も進展。

②平成20年には、教育課程の共同実施制度、学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が創設。また、コンソーシアム形成の進展は、大学相互間の単位互換の促進、機能共有化を通じた経営効率化、転学支援にも寄与。

③大学数は増加したが、大学と短期大学を合わせると、平成13年度のピークより45校減少(平成20年度1、183校)。

④大学の入学定員は増加傾向にあるが、これは短期大学から大学への転換による面もあり、大学と短期大学を合わせた入学定員は、平成11年度のピークより43、260人減少(平成20年度65万7、827人)。

⑤平成13年度以降、大学の再編統合を通じて、経営基盤の強化を図った例がある

(国立大学:29校→14校、公立大学:18校→7校、私立大学:9校→4校)。

なお、これに伴う入学定員減は、国立大学で310人、私立大学で112人となっている(公立大学は221人増)。

第三として、各大学の取組に関わる状況に関し、以下を指摘することができる。

①今後、我が国の人口が減少する中で、既に、37.1%の大学法人が、単年度の授業料等収入で経常的な支出をまかなえていない。

②私立大学の47.1%、私立短期大学の67.5%で入学定員が未充足。

また、大学の規模や立地の状況に着目すると、比較的規模の小さな大学や、地方において、入学定員の平均充足率が低い傾向。

③我が国の今後の18歳人口は、全国的には、当面、比較的横ばい傾向だが、地方部で大きく減少することも予想される。

④大学等を設置する学校法人は、在学者等利害関係人に対し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を閲覧に供することとされている。

⑤経営基盤強化を図る取組の現状

ア大学間連携の強化

イ地方公共団体との連携

ウ学部・学科等の改組、入学定員の調整

エ大学・学校法人の組織の一元化

大学全体に関わる事項

大学教育の量的規模を検討する際には、我が国の発展に大学が果たすべき役割にかんがみ、社会人、高齢者等の大学就学の充実やグローバル化を踏まえなければならない。

大学教育の構造転換を果たしていく中で、18歳人口を主たる入学者として想定する現行の大学教育を、一人ひとりにとって、恒常的に知識技能を身につけられる場に大きく転換していくことが強く求められる。

なお、量的規模の検討においては、上記の「高等教育計画」のほか、諸外国における施策も参考とすべきである。

- ①アメリカ・カリフォルニア州の「教育マスタープラン」では、州立大学・カレッジを機能別に三種類に分化し、それぞれに対する学生の受入規模を明示。
- ②イギリスでは、18～30歳人口の一定割合が高等教育に進学することを政策目標とし、若年層の進学意欲を高めるプログラム等を展開。

大学相互間の関係

(1)機能別分化の促進

大学を取り巻く環境が大きく変化する中、「将来像答申」では、機能別分化の分類として、7つを掲げている。

- (a) 世界的研究・教育拠点、
- (b) 高度専門職業人養成、
- (c) 幅広い職業人養成、
- (d) 総合的教養教育、
- (e) 特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、
- (f) 地域の生涯学習機会の拠点、
- (g) 社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)、

(2)教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設

① 大学教育の一層の充実を図る観点からは、各大学が自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化するとともに、他大学との連携を進めることによって、大学教育全体としてより多様で高度な教育を展開していくことが重要である。

このため、各大学が連携協力し、それぞれが有する人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図る取組の一層の促進を図ることが求められる。

◆具体的な拠点の例

・留学生を対象とした日本語教育センターや多様な支援機能を備えた学生用宿舎 ・大型練習船 ・演習林, 農場 ・スポーツ施設
・英語教育や情報教育の拠点 ・FD・SDセンター

② 平成15年以前の国立大学では、国立学校設置法施行規則において、大学附置の全国共同利用施設が個別に規定されていた。

しかしながら、法人化後にこの規定は廃止され、その設置改廃は各国立大学の判断に委ねられることとなった。

学術研究分野に関しては、平成20年に国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化(学校教育法施行規則の改正)され、既に7拠点が認定されている。また、拠点に対しては別途財政支援も講じられている。

一方で、優れた教育や学生支援を行う機能や施設に関しては、同様の仕組みは設けられていない。そこで、学術研究分野に加えて、教育や学生支援における大学間ネットワークの構築に関する検討が必要となっている。

各大学の取組

(1)大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直しへの支援

今後、大学の量的規模について検討することとしており、その際、大学教育が社会に果たす積極的な役割にかんがみて、(a) 進学率の動向(現在、大学・短期大学で55.3%)、(b) 社会人学生や留学生の増加(現在、学士課程入学者のうち、社会人は2%程度、留学生は2.0%)、(c) 我が国の社会や産業界に必要な人材需要、等の観点からの検討も必要となる。

一方、私立大学の定員充足率が低下傾向にあり、今後、18歳人口は、地方部を中心にさらに大きく減少するという見通しに立つとき、教育の質と経営基盤の安定が表裏一体のものであることを踏まえ、大学が自主的な教育研究組織や収容定員の見直しを行う場合の支援策について、速やかに整備することが求められる。

(2)大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化

質保証の観点から、国公立を通じ適正な定員規模の取扱いのための取組も求められる。

定員超過に関する国立大学と私立大学における取扱いは、以下の通りである。

国立大学では、運営費交付金の取扱いに関し、一定の定員超過率(平成20年度は1.3倍、21年度は1.2倍、22年度より1.1倍)以上の学生数分の授業料収入相当額の100%を国庫納付するなどの取扱いとされている。私立大学では、一定の定員超過率以上にある学部等への経常費補助金を減額又は不交付とするなどの取扱いとされている(収容定員の1.07倍以上になると段階的な減額措置があり、収容定員の1.5倍又は入学定員の1.3倍以上になると不交付とされる(入学定員については経過措置あり))。

なお、入学定員に対する超過率が1.3倍以上の場合に、学部等の設置を認可しないこととされている。

また、定員割れに関する国立大学と私立大学における取扱いは、以下の通りである。

国立大学では、収容定員に対する在籍者数が90%を下回った場合、運営費交付金の積算のうち学生受入れに要する経費措置額の未充足分に相当する額を国庫納付するなどの取扱いがある。

私立大学では、在籍学生数の収容定員に対する割合が一定以下である学部等への経常費補助金を減額又は不交付とするなどの取扱いがある(収容定員に対する在籍学生数が91%未満の場合に段階的な減額措置があり、50%以下の場合には不交付)。

なお、国立大学法人については、文部科学大臣が定める「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」に基づき、法人のミッションに照らした役割や機能別分化の促進の観点、分野ごとの需給見通し等を勘案しつつ、教育の質の維持・向上の観点から、大学院博士(後期)課程、法科大学院等の自主的な入学定員や組織等の見直しを進めることとされている。

情報公開の促進

進学希望者の進路選択に資するとともに、社会への説明責任を果たす観点から、各大学の教育研究活動や各学校法人の経営状況に関する情報公開を一層促進することが求められる。

教育の質保証の観点からも、教育研究の評価と合わせて、財務・経営に関する情報が公開されていく必要がある。

国際化に取り組む大学への支援(俯瞰図)

各大学においては、留学生や外国人教員の受け入れ、日本人学生の海外派遣、英語コースや日本語教育の充実、海外への情報発信、質の保証など、国際化に積極的に取り組んでいる。

文部科学省としては、国際化を目指す大学に対し、それぞれの大学の戦略や目指す目標に応じた支援を行う。

国際競争力の強化に重点を置いた支援

○国際化拠点整備事業(グローバル30) 41億円
12大学に対し2~4億円を支援
・国際競争力のある学部・研究科において、英語で学位が取得できるよう体制を整備(外国人教員の配置)
・留学生受け入れに関する体制の整備(チューターや相談員等による生活支援、日本語教育、就職支援や補完教育等)
・戦略的な国際連携の推進(海外における留学生を受け入れるためのワンストップサービスを行う拠点の設置を含めた国別受入計画の策定等)
・交換留学等、日本人学生の積極的な海外留学について評価を要請

地域における大学の国際化等に重点を置いた支援

○大学教育・学生支援推進事業 110億円
-280件につき、1~2千万を支援
-英語教育や留学生受入を含め、学士力の確保、教育力向上の実践を支援
○大学教育充実のための戦略的
大学連携支援プログラム 60億円
-35件程度につき、5千万から1億円以内を支援
-英語教育や留学生受
○私立大学等経常費補助の充実
-国際化の推進、教育の質向上等の課題に対応したメニューを平成21年度より新設

海外派遣

○大学生・大学院生等の海外派遣支援(平成21年度追加経済対策) 300億円
-我が国の将来を担う大学院生・大学生を、海外の大学に派遣

海外への情報発信

○日本留学情報発信機能等の充実 3億円
-日本留学ポータルサイトの充実
-日本留学促進資料公開拠点における相談体制の充実
-日本留学プロモーション活動の拡充など
○国際化拠点整備事業(再掲)

留学生支援

○留学生支援事業 361億円
・国費留学生 1万2千3百人(300人増)
・私費留学生等学習奨励費(1万2千5百人)(370人増)
・留学生交流支援制度(受入分)(1千8百人)(前年同)
・授業料減免学校法人援助
・留学生宿舎支援(2千3百戸)(300戸増)

国際的な質の保証

・ユネスコ/OECD「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」策定への貢献
・「高等教育機関に関する情報ポータル」構築への貢献
・OECD「高等教育における学習成果の評価(AHELO)」フィージビリティ・スタディへの参加
・国際的に協同してカリキュラムを編成し、複数の大学より学位を取得できるダブル・ディグリーの形成支援



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



STUDY in JAPAN